

「指定管理者制度」とは

体育館や図書館など地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置した公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度。民間の活力を導入し自治体の経営改善を図る目的で、平成15年（2003）の地方自治法改正に伴い導入された。

従来、公の施設の管理は地方公共団体や第三セクターなど外郭団体に限定されていたが、この制度により、民間企業・NPO法人・任意団体なども指定管理者として施設の管理運営を代行できるようになった。

「PFI」とは

Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称であり、公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法。

事業方式には、

- BT0方式：Build(建てて) - Transfer(移転して) - Operate(管理・運営する)
- BOT方式：Build(建てて) - Operate(管理・運営する) - Transfer(移転して)
- B00方式：Build(建てて) - Own(所有して) - Operate(管理・運営する)
- R0方式：Rihabilitate(改修して) - Operate(管理・運営する)

事業類型には、

- サービス購入型：地方公共団体等が事業者から料金を支払い、事業者が利用者にサービスを提供する
- 独立採算型：利用者が事業者から料金を支払い、事業者が利用者にサービスを提供する
- ミックス型：地方公共団体等と利用者が事業者から料金を支払い、事業者が利用者にサービスを提供する

などがある。

民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFI手法を導入し、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指している。